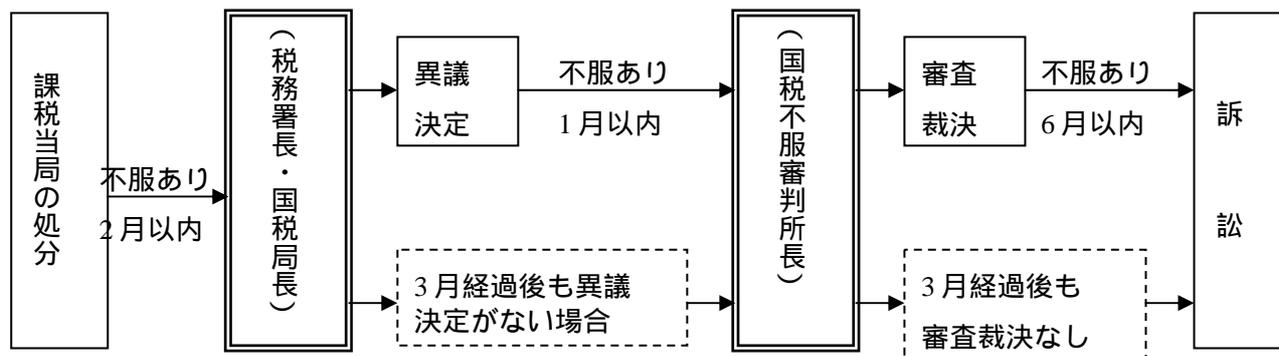


今回のテーマ： 納税者の救済制度

課税処分に対する納税者の救済制度には、行政上の救済措置(不服申立て)と司法上の救済制度(訴訟)があります。

1. 課税処分から訴訟手続きまでの流れ



(注) 国税局長がした処分の場合は、異議申立てを経ず、直接審査請求も選択できます。

2. 2008年度の不服申立ておよび訴訟の概要(国税庁HPより)

納税者の主張がなんらかのかたちで受け入れられた処分の一部・全部取消(敗訴)の割合

(1) 異議申立て 8.8%、(2) 審査請求 14.8%、(3) 訴訟 10.7%

課税当局内部の異議申立でも 8.8%あります。

審査請求による取消割合は、前年比 2.0%増となっています。

逆に、訴訟による取消割合は、前年比 3.5%減となっています。

区分	取り下げ等	却下	棄却	一部取消 (敗訴)	全部取消 (敗訴)	合計
(1) 異議申立て	1,330	477	3,038	400	68	5,313
	25.0%	9.0%	57.2%	7.5%	1.3%	100.0%
(2) 審査請求	284	268	1,847	256	159	2,814
	10.1%	9.5%	65.6%	9.1%	5.7%	100.0%
(3) 訴訟	42	15	261	12	26	356
	11.8%	4.2%	73.3%	3.4%	7.3%	100.0%

税目別の異議申立(訴訟)の発生状況は、消費税等 34.2(2.5)%、申告所得税 29.5(37.5)%、法人税 14.5(21.4)%、徴収関係 14.1(21.7)%、その他 7.7(16.9)%となっています。

(次ページへ)

お見逃しなく！

1. 修正申告をした場合は、異議申立など争うことはできません。
2. 不服審判所の裁決に対して、原処分庁はたとえ異議があっても提訴することはできません。
裁決で、審査請求人（納税者）が不利益となる処分に変更されることはありません。